

重要事項説明書

「指定特定施設入居者生活介護」
「指定介護予防特定施設入居者生活介護」

【介護保険事業所番号：0177100468】

介護付有料老人ホームねんりん館

株式会社北介護

当施設はご契約者に対して、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供いたします。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。
当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果【要支援】【要介護】と認定された方が対象となりますが、要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業所の概要

(1) 設置法人

法人名	株式会社 北介護
法人所在地	札幌市北区新川西1条4丁目2番8号
代表者氏名	代表取締役 萩生田 大祐
電話番号	011-766-0727

(2) 利用施設

施設の種類	一般型特定施設入居者生活介護
施設の名称	介護付有料老人ホーム ねんりん館
管理者名	佐藤 亜樹
施設の所在地	砂川市西4条北17丁目1番1
電話番号	0125-55-2331
FAX番号	0125-55-2333
開設年月日	平成22年 4月24日
指定年月日	平成22年 4月19日
入居定員	64名

(3) 当施設の運営方針

ご利用者の人格・尊厳・自由を尊重したサービスを目指し、将来にわたり「希望・喜び・安心」を提供することを基本理念とし、ご利用者が自立した満足のおける日常生活を営むことができるよう、生活全般の援助を行います。
--

2 居室の概要

(1) 居室等の概要 (部屋面積は平均値である。)

居室・設備の種類	室数	面積	備考
個室(1人部屋)	56室	20.07㎡	電気暖房・ヘルパーコール付
個室(2人部屋)	4室	40.13㎡	電気暖房・ヘルパーコール付
台所	2室	15.39㎡	
多目的相談室	1室	24.26㎡	
食堂兼機能訓練室	2室	310.22㎡	

浴室（中浴場・個室浴槽）	6 室	74.74 ㎡	
--------------	-----	---------	--

(2) 居室の変更

ご契約者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者様やご家族様と協議のうえ決定するものとします。

3 職員の配置状況

当施設では、ご契約者様に対して指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置いたします。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	常勤換算の員数
管理者	1 人		1 名	0. 5 人
計画作成担当者	1 人	人	1 名以上	0. 5 人
生活相談員	2 人	人	1 名以上	1. 0 人
看護職員	3 人	2 人	1 名以上	2. 6 人
機能訓練指導員	2 人		1 名以上	1. 0 人
介護職員	1 5 人	1 1 人	前年度平均値より算出	1 9. 6 人

※令和 6 年 1 2 月現在

4 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設では、ご契約者様に対して以下のサービスを提供いたします。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合（1 割負担又は 2 割・3 割）
- ② 利用料金が全額ご契約者様に負担していただく場合があります。

その他 1 0. 0 0 円

要介護状態区分		単 位	自己負担額（3 0 日換算）		
			1 割	2 割	3 割
要支援 1		1 8 3 単位／日	5, 4 9 0 円	1 0, 9 8 0 円	1 6, 4 7 0 円
要支援 2		3 1 3 単位／日	9, 3 9 0 円	1 8, 7 8 0 円	2 8, 1 7 0 円
要介護 1		5 4 2 単位／日	1 6, 2 6 0 円	3 2, 5 2 0 円	4 8, 7 8 0 円
要介護 2		6 0 9 単位／日	1 8, 2 7 0 円	3 6, 5 4 0 円	5 4, 8 1 0 円
要介護 3		6 7 9 単位／日	2 0, 3 7 0 円	4 0, 7 4 0 円	6 1, 1 1 0 円
要介護 4		7 4 4 単位／日	2 2, 3 2 0 円	4 4, 6 4 0 円	6 6, 9 6 0 円
要介護 5		8 1 3 単位／日	2 4, 3 9 0 円	4 8, 7 8 0 円	7 3, 1 7 0 円
加 算	夜間看護体制加算	9 単位／日	2 7 0 円	5 4 0 円	8 1 0 円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1 0 単位／月	1 0 円	2 0 円	3 0 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位／日	1 8 0 円	3 6 0 円	5 4 0 円

退院・退所時連携加算	3 0 単位／日	9 0 0 円	1, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
------------	----------	---------	------------	------------

別途利用料金に、15.3%相当の介護職員処遇改善加算Ⅱ ロが加わります。

【介護保険の給付となる基準サービスと基準外実費分のサービス】

種 類	基準サービス内容	基準外実費分
食 事	・ 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。	特別食実費負担
入 浴	・ ケアプランにそって行います。 ・ 入浴時、見守りまたは状況に応じて入浴介助を行います。	ケアプラン以外の入浴は 1 回に付き 550 円（入浴実施時間内での利用に限る）
排 泄	・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。	おむつ・尿取りパット等利用者は実費
清 掃	・ ケアプランにそって行います。	ケアプラン以外の手拭き 1 回に付き 330 円
洗 濯	・ ケアプランにそって行います。 ・ ご契約者の状況に応じて介助を行います。	ケアプラン以外の手拭き 1 回に付き 330 円
着替え等	・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを促すよう配慮いたします。 ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮いたします。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容等援助いたします。	
機能訓練	・ 機能訓練指導員により、ご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するための訓練を実施いたします。	
健康管理	・ 看護職員が健康管理や服薬管理を行います。	

通 院	・ 指定協力医療機関への通院介助が必要なご利用者様には基準サービス内で行います。	指定協力医療機関以外への通院介助は30分ごとに715円（交通費は除く）
買い物代行	・ 日常生活に必要な買い物は、近隣のスーパーなどで月に1回行います。	2回以上は1回550円、近隣以外のスーパー若しくは日常生活品以外の買い物は1時間1,430円30分増すごとに715円
行事 レクリエーション	・ ご契約者のご希望により、行事・レクリエーションに参加していただくことができます。その際の活動内容によっては費用を負担していただく場合があります。	ご契約者様に実費をご負担いただきます。
日用品	・ シャンプー・リンス・石鹸・タオル等や洗濯の洗剤はご負担いただきます。	

（２）サービス利用料金等のお支払（契約書第5条参照）

利用料金の支払方法は次のとおりです。

介護保険給付サービス及び 介護保険給付外サービス費	・ 利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、毎月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。 ただし、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。
① 自動引落し可能金融機関（毎月25日） ・ 株式会社ゆうちょ銀行 ・ 北洋銀行 ② 初回時の入居契約金及び利用料金の指定口座への振込み （振込手数料はご契約者様でご負担ください。） ・ 株式会社ゆうちょ銀行、店番908、普通口座2115932 名義人 株式会社 北介護 ・ 北洋銀行 琴似中央支店 普通口座 4563750 名義人 株式会社 北介護	

5 特定施設入居中の医療の利用について

特定施設入居中でも医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関等において診療や医療相談を受けることができます。

（ただし、下記の医療機関での診療等を義務付けるものではありません。）

医療機関の名称	明円医院
所在地	砂川市空知太東1条3丁目1番14号
診療科	一般内科・小児科・消化器内科
医療機関の名称	押尾歯科
所在地	砂川市西2条北3丁目1番1号
診療科	歯科・小児歯科

6 施設を退居または利用を停止していただく場合

契約の有効期間中に以下のような事項に該当するに至った場合は、当施設からの退居または特定施設の利用の停止をしていただくことになります。

- ① 事業者がやむを得ない事由により特定施設を閉鎖した場合
② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者様に対するサービスの提供が不可能となった場合
③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
④ ご契約者様からの退居又は利用停止の申し出があった場合（詳細は以下）
⑤ 事業者からの退居又は利用停止の申し出を行った場合（詳細は以下）

（１）ご契約者様からの退居又は利用停止の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者様から当施設からの退居又は利用停止を申し出ることが出来ます。その場合には、退居又は利用停止を希望する1ヶ月前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し施設を退居または利用停止することが出来ます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院または死亡された場合
③ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施できない場合
④ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者様がご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

（２）事業者からの申し出により退居又は利用を停止していただく場合

- ① ご契約者様が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
③ ご契約者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

- ④ ご契約者様が故意又は重大な過失、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤ ご契約者様が連続3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合に、ご契約者様又は身元引受人様と協議・合意を得た場合

⑥ ご契約者様が介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入院した場合、ご契約者様又は身元引受人様と協議・合意を得た場合

(3) 円滑な退居のための援助

ご契約者様が当施設を退居する場合には、ご契約者様の希望により、事業者はご契約者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者様に対して速やかに行います。

- 適切な病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への紹介

○ 居宅介護支援事業者の紹介

○ その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7 苦情の受付について

(1) 当施設の苦情受付

苦 情 受 付 担 当 者	① 事業管理者 ② 株式会社北介護事業管理部
受 付 時 間	月曜日～金曜日 8：45～17：45
利 用 方 法	電話：0125-55-2331 面接：事前に電話にてご連絡ください

(2) 行政機関その他苦情受付期間

名 称	連 絡 先
空知保健福祉事務所 保健福祉部社会福祉課	岩見沢市8条西5丁目1-3 TEL0126-20-0109 FAX0126-25-6759
砂川市役所 市民部介護福祉課	砂川市西6条北3丁目1-1 TEL0125-54-2121 FAX0125-54-2301
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画室 苦情係	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175 FAX 011-233-2171
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 TEL 011-204-6310 FAX 011-204-6311

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。

・ 管理者までを含めて検討会議を行う。

(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。)

- ・ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。(ご利用者様への謝罪など)

・ 記録を保管し、再発防止に役立てる。

8 事故対応及び損害賠償

事業者はご契約者に対する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、そのご契約者様の家族、そのご契約者様の居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、ご契約者様に対して指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。事故内容・結果については、「事故発生報告書」に記載し、再発防止に役立てます。

9 個人情報保護

- (1) 事業者は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族様に関する情報を適切に保護します。

(2) 事業者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

(3) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を利用できるものとします。

(4) 事業者は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密を保持させるため在職中は元より職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

(5) 個人情報に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、前記7「苦情の受付について」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第178条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。